

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核物質防護について

2. 日時：令和2年6月10日(水) 13時30分～14時35分

3. 場所：原子力規制庁 核セキュリティ部門 打合せスペース  
(電話によるヒアリング)

4. 出席者：

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ  
核セキュリティ部門

担当者 2名

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

担当者 6名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所から、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第14条の3第2項第9号、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の10第2項第9号の防護措置等について説明を受け、原子力規制庁は必要な質疑を行った。

(2) 同社から、本日の面談を踏まえて対応する旨の回答があった。

(3) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所から、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第14条の3第2項第1号及び第8号、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の10第2項第1号及び第8号の防護措置等について説明があった。

(4) これに対し、原子力規制庁は必要な質疑を行い、引き続き状況について確認することとした。